

可動式突入防止装置・装着助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）は、ダンプ車両によるアスファルトフィニッシャ（アスファルト舗装工事に使用する専用機械）に伴う作業効率の向上と、不正改造防止の観点から、固定式突入防止装置に替えて、可動式突入防止装置を装着する場合に、その装置装着費用の一部を助成する。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は次のとおりとする。

「可動式突入防止装置」（以下装置という）とは、道路運送車両の保安基準（第18条の2）及び保安基準の細目告示（第180条）の基準に適合するものをいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、第4条に定める装置をダンプ車両に取り付ける会員事業者（以下「会員」という）とする。

(助成対象機器)

第4条 助成金の対象となる装置は次のとおりとする。

- ① 第2条の定義に準じる装置（自動式・手動式は問わない）
- ② バンパとステイのセット（ステイのみでも可）

(助成対象期間)

第5条 平成29年4月1日から平成30年2月末日までとする。

2. 助成事業は、予算額に達した時点で終了とする。

(助成金額)

第6条 助成対象装置を装着した場合の助成額は次の通りとする。

導入費用の半額、上限を10万円（取付費を含む）

2. 助成額について、1,000円未満の端数は切り捨てとする。

(助成方法)

第7条 助成は、予算の範囲内でかつ申請順に助成する。

2. 1社あたりの単年度の助成を1台までとし、次年度以降の再申請を妨げない。

(助成方法)

第8条 助成を受けようとする場合は、事前に「可動式突入防止装置装着助成金交付申請書（事前申請）」に所要事項を記入の上、秋ト協へ書類を提出する。

(助成金の交付請求)

第9条 会員は、事業が完了したときは「可動式突入防止装置装着助成金交付申請書（実績報告書・助成金請求書）」により、秋ト協へ申請する。

2. 前項に定める請求書には、領収書の写し、取り付け後の写真及び取り付けを確認できる書類（メーカー名、装着品目、数量等が記載された書類）を添付しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めたときは助成金を交付する。

《附則》

1. この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
2. 平成20年10月3日改正、同年4月1日に遡及し適用する。
3. 平成23年5月24日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
7. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
8. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
9. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。